

# 都市計画決定・変更素案に関する 説明会・公聴会 を開催します

◆問い合わせ先 都市計画課 (☎ 82-1163)

## 説明会

- 12月19日(月) 18:30 ~ 文化会館小ホール
- 12月21日(水) 18:30 ~ 市役所3階大会議室

### ■ 都市計画の決定・変更素案の内容

| 県が定める都市計画     |   |
|---------------|---|
| 小野田都市計画の変更    | 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更                     |
| 山陽都市計画の変更     | (都市計画区域マスタープラン)                             |
| 山陽都市計画道路の変更   | 都市計画区域の変更に伴う起点位置の変更                         |
| 市が定める都市計画     |   |
| 特定用途制限地域の決定   | 用途地域の指定のない区域における床面積が1,500㎡を超える店舗、飲食店等の立地を制限 |
| 用途地域の変更       | 都市計画区域の変更に伴う変更                              |
| 防火および準防火地域の変更 | ※制限の内容を変更するものではありません。                       |
| 防火の施設の変更      | 都市計画防火の施設の廃止                                |

### ■ その他

当日は、次の事項についてもお知らせします。

- ①都市計画施設等の名称変更  
都市計画区域の変更に伴う変更  
※制限の内容を変更するものではありません。
- ②開発行為の許可の基準の見直し  
建築物の敷地の最低限度の見直し

### ■ 閲覧場所(12月6日(火)~)

- 都市計画課
  - 山陽総合事務所地域活性化室
- ※「県が定める都市計画」の素案については、山口県都市計画課まちづくり推進班、宇部土木建築事務所でも閲覧できます。
- ※「県が定める都市計画」に関するお問い合わせは、山口県土木建築部都市計画課まちづくり推進班 (☎ 083-933-3733) までお願いします。

## 公聴会

と き 12月21日(水) 19:30 ~  
と ころ 市役所3階大会議室

※公聴会は、公述の申出がない場合開催しません。開催の有無については、12月16日(金)以降に都市計画課までお問い合わせください。

#### ● 公述の申出

公聴会で公述を希望する人は、公述申出書に必要事項を記入し、「県が定める都市計画」は山口県知事、「市が定める都市計画」は山陽小野田市長宛として、持参または郵送でそれぞれに提出してください。

※公述の内容確認、公聴会のお知らせ等のため連絡する必要がありますので、公述申出書には、「意見を述べる都市計画の名称」「意見の要旨およびその理由」「住所」「氏名」「電話番号」を必ず記入してください。

※公述の申出が多数の場合、公述人を選定することがあります。また、意見を述べる場合は、当該素案に関することに限られます。

● 受付期間 12月6日(火)~14日(水)(消印有効)

#### ● 公述申出書の備え付け場所

下記の問い合わせ・提出先のほか、山陽総合事務所地域活性化室、宇部土木建築事務所にも備えています。また、県ホームページからもダウンロードできます。

#### ■ 公述申出書の問い合わせ・提出先

- 県が定める都市計画  
〒753-8501 山口市滝町1番1号  
山口県土木建築部都市計画課  
まちづくり推進班 (☎ 083-933-3733)
- 市が定める都市計画 〒756-8601  
山陽小野田市役所都市計画課 (☎ 82-1163)